二　前号に掲げるもののほか、経済産業省の所掌に係る化学工業品の化学兵器若しくはその原料としての使用又は麻薬、向精神薬若しくはこれに類するものの原料としての使用に係る規制に関すること。

5　化学兵器・麻薬原料等規制対策室に、室長を置く。

6　化学物質管理企画官は、命を受けて、化学物質の管理に関する経済産業省の所掌に係る国際関係事務に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務に参画する（化学物質リスク評価企画官の所掌に属するものを除く。）。

7　化学物質リスク評価企画官は、命を受けて、化学物質の管理に関する経済産業省の所掌に係る化学物質のリスク評価に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務に参画する。

（統括環境保全審査管）

**第五条の六**　電力安全課に、統括環境保全審査官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

2　統括環境保全審査官は、命を受けて、事業用電気工作物の設置又は変更の工事に係る環境影響評価に関する事務を処理する。

（火薬類保安対策官及び金属鉱業等鉱害対策官）

**第五条の七**　大臣官房に、火薬類保安対策官及び金属鉱業等鉱害対策官それぞれ一人を置く。

2　火薬類保安対策官は、命を受けて、鉱山・火薬類監理官のつかさどる職務のうち火薬類の取締りに関する企画、立案、指導及び連絡調整に関するものを助ける。

3　金属鉱業等鉱害対策官は、命を受けて、鉱山・火薬類監理官のつかさどる職務のうち鉱害防止事業基金に関するものを助ける。

**第二款**　経済産業政策局

（未来人材戦略室）

**第七条の二**　産業人材課に、未来人材戦略室を置く。

2　未来人材戦略室は、産業人材課の所掌事務に関する事項のうち、中長期的な戦略に関する企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

3　未来人材戦略室に、室長を置く。

（統括地域活性化企画官）

**第十条**　地域経済産業政策課に、統括地域活性化企画官一人を置く。

2　統括地域活性化企画官は、命を受けて、地域経済産業政策課の所掌事務のうち地域における企業の事業活動の高度化の推進に関すること（商務情報政策局の所掌に属するものを除く。）及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）の施行に関することに関する政策の企画及び立案に参画する。

（削る）

（工業用水道計画官）

**第十一条**　産業基盤整備課に、工業用水道計画官を一人置く。

2　工業用水道計画官は、命を受けて、工業用水道に関する計画及び調査に関する事務を処理する。

（新設）

**第二款**　経済産業政策局

（新規事業創造推進室）

**第七条の二**　産業創造課に、新規事業創造推進室を置く。

2　新規事業創造推進室は、産業活動の創造に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務をつかさどる。

3　新規事業創造推進室に、室長を置く。

（統括地域活性化企画官及び工業用水道計画官）

**第十条**　地域産業基盤整備課に、統括地域活性化企画官一人及び工業用水道計画官一人を置く。

2　統括地域活性化企画官は、命を受けて、地域産業基盤整備課の所掌事務のうち産業立地及び地域における商鉱工業一般の振興に関する政策の企画及び立案に参画する。

3　工業用水道計画官は、命を受けて、工業用水道に関する計画及び調査に関する事務を処理する。

（新設）